

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和元年第 9 回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年 1 2 月 5 日（木）		
開催時間	午後 1 時 0 0 分 ～ 午後 1 時 9 分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	小池 康之 委員	浅井 えり子 委員
	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	宮本 博之 学校運営部長
	渡辺 隆史 学校施設課長	松野 美幸 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	遠藤 鉄也 教育政策担当主任	肥高 浩二 管理係長
欠 席 者	山村 研二 教育改革担当部長 下河邊 純子 青少年課長 田巻 正義 学力定着推進課長 川口 真澄 待機児対策室長 小坂 裕紀 教育指導課長 臺 富士夫 子ども施設整備課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長 櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長 古川 弘雄 学校支援課長 上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 五十嵐 隆 学校適正配置担当課長 門藤 敦良 支援管理課長 内田 裕司 学校改築担当課長 楠山 慶之 教育相談課長 半貫 陽子 学務課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 森田 剛 子ども施設運営課長 市川 保夫 生涯学習振興公社局長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 菊池 正美 生涯学習振興公社学習事業部長		
傍 聴 者	0 名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和元年 1 2 月 5 日

第 9 回足立区教育委員会臨時会

午後1時00分開会

○教育長 ただいまから本年第9回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。

よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に浅井委員、河本委員をご指名いたしますので、よろしくお願いをいたします。

日程第1、第84号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第84号議案

「足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第84号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料9ページ、第84号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

先だつての、特別区人事委員会勧告の趣旨に沿って職員の給与改定を行うことになりました。

幼稚園の職員につきましても同様でございます。給料表の改定に伴い、昇格時対応号給表の改定を行うものでございます。施行年月日は令和2年1月1日でございます。

私からは以上になります。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第84号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いします。

よろしいですか。ないようですので、これよ

り第84号議案「足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 次に、日程第2、第85号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第85号議案

「足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第85号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 資料11ページ、第85号議案説明資料をご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の概要でございますが、民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引き上げるものでございます。

支給月数の引き上げ分につきましては、勤勉手当に割り振ります。

施行年月日は公布の日になります。新旧対照表は次ページをご覧ください。

私からは以上になります。

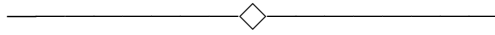
○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第85号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いします。

よろしいですか。ないようですので、これより第85号議案「足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。



○教育長 その他、何かございますか。

学校運営部長。

○学校運営部長 この度の収賄容疑による教育委員会事務局職員の逮捕につきまして、教育委員のみなさまをはじめ、区民、関係者のみなさまの信頼を大きく損ね、区の信用を失墜させたことにつきまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

現段階では、区といたしましても、事実関係に関しましては、新聞報道等により知り得た内容に留まっており、確認ができておりませんので、この場での報告は差し控えさせていただきます。区の対応といたしましては、11月28日に、臨時庁議を開催し、職員の服務規律の確保及び綱紀粛正について、区長、副区長から訓示があり、当日副区長名による通達が発出されました。その内容は即日各部において、全職員に対して伝達しております。

また、12月4日に、第三者委員会である足立区公契約等審議会に区長から諮問を行い、不正の要因を含む、区の契約事務の妥当性について検証のうえ、年度内を目途に答申をいただく予定となっております。

今回の件につきましては、職員一人ひとりが他人事とはせずに、全職員が一致団結して再発防止に取り組むことで、区政の信頼回復に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○教育長 本件について、何かご意見、ご質問がございましたら、答えられる範囲が非常に狭いですが、ご発言をお願いいたします。

近藤委員。

○近藤委員 その方の年齢、勤務態度、これまでの経歴等をお答えできる範囲で教えてください。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 年齢は34歳、勤務態度は普通、経歴につきましては、入区5年目であり、民間経験有りになります。

○教育長 私からご報告ですが、11月30日の深夜に、教育委員会事務局の非常勤職員が痴漢行為で逮捕される事件がございました。重ねて私から深くお詫び申し上げます。

こういったことがないように、再三注意をしていたわけですが、起こってしまったことに対して、お詫び申し上げます。

昨日、私が教育委員会各部を回りまして、職員に対し、この事件と収賄事件に関して、重ねて注意を促したところです。気を引き締めていかなければならないと、非常に厳しい状況に置かれていると認識した上で、区民の信頼回復に全力をあげたいと思っております。

以上です。

その他、何かございますか。

河本委員。

○河本委員 2つの事件を受けて、教育委員としても大変心が痛んでおります。今後、再発しないよう気を引き締めていただき、区民の信頼回復、それから教育現場に携わっている大人が一番こういう事件に関わってはいけないと思っておりますので、二度と起こらないよう注意してください。

○教育長 肝に銘じたいと思います。

その他、何かございますか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第9回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後1時9分閉会

令和元年 第 9 回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和元年 12 月 5 日 木曜日 午後 1 時 00 分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第 1	第 84 号議案 足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………	1
日程第 2	第 85 号議案 足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………	10

第 8 4 号議案

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の
一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の
一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成
1 2 年足立区教育委員会規則第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 6 条関係）

昇格時対応号給表

昇格した日の前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
号給	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1

11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8
21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25

38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	26	30
43	3	27	31
44	4	28	32
45	5	29	33
46	6	30	34
47	7	31	35
48	8	32	36
49	9	33	37
50	10	34	38
51	11	35	39
52	12	36	40
53	13	37	41
54	14	37	41
55	15	38	42
56	16	38	42
57	17	39	43
58	18	39	43
59	19	40	44
60	20	40	44
61	21	41	45
62	22	42	46
63	23	43	47
64	24	44	48

65	25	45	49
66	26	45	49
67	27	46	50
68	28	46	50
69	29	47	51
70	30	47	51
71	31	48	52
72	32	48	52
73	33	49	53
74	34	50	54
75	35	51	55
76	36	52	56
77	37	53	57
78	38	54	58
79	39	55	59
80	40	56	60
81	41	57	61
82	42	57	62
83	43	58	63
84	44	58	64
85	45	59	65
86	46	59	65
87	47	60	66
88	48	60	66
89	49	61	67
90	50	62	67
91	51	63	68

92	52	64	68
93	53	65	69
94	54	65	70
95	55	66	71
96	56	66	72
97	57	67	73
98	58	67	74
99	59	68	75
100	60	68	76
101	61	69	77
102	61	70	78
103	62	71	79
104	62	72	80
105	63	73	81
106	63	74	82
107	64	75	83
108	64	76	84
109	65	77	85
110	65	78	85
111	66	79	86
112	66	80	86
113	67	81	87
114	67	82	
115	68	83	
116	68	84	
117	69	85	
118	69	85	

119	70	86	
120	70	86	
121	71	87	
122	71	87	
123	72	88	
124	72	88	
125	73	89	
126	73	90	
127	73	91	
128	74	92	
129	74	93	
130	74		
131	75		
132	75		
133	75		
134	76		
135	76		
136	76		
137	77		
138	77		
139	78		
140	78		
141	79		
142	79		
143	80		
144	80		
145	81		

146	81		
147	82		
148	82		
149	83		
150	83		
151	84		
152	84		
153	85		
154	86		
155	87		
156	88		
157	89		
158	89		
159	90		
160	90		
161	91		
162	91		
163	92		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97		

付 則

この規則は、令和２年１月１日から施行する。

(提案理由)

特別区人事委員会勧告の趣旨に沿った給与改定を行うにあたり、昇格時対応号給表を改める必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 8 4 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 5 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。 記 1 改正の概要 給料表の改定に伴い、昇格時対応号給料表の改定を行う。 2 施行年月日 令和 2 年 1 月 1 日
今後の方針	

第 8 5 号議案

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 5 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 1 0」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 3 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 5」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 5」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年 1 2 月 1 日から適用する。

（提案理由）

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 8 5 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 5 日

件 名	足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	子ども家庭部子ども政策課
内 容	特別区人事委員会勧告の主旨に沿った職員の給与改定実施に伴い、足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正された。 条例改正に伴い、関連規定についての一部改正を行う。 記 1 改正の概要 (1) 民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0. 1 5 月引上げる（現行 4. 5 月→4. 6 5 月）。 (2) 支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振る。 2 施行年月日 公布の日から施行する。 3 新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 前	改 正 案
（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の95</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の115</u>） （2） 再任用職員 <u>100分の45</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の55</u>） 2・3 （省略）	（支給割合） 第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。 （1） 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の110</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の130</u>） （2） 再任用職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>） 2・3 （省略） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和元年十二月一日から適用する。</u>